

【関係資料①】 厚生年金保険制度に一本化

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

- ・ 公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚年法の改正】

厚生年金保険法（抄）

（適用除外）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。

- 一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げるもの
 - イ 略
 - ロ 法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員
 - ハ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）
- 二～五 略

国家公務員法（抄）	地方公務員法（抄）
<p>（退職年金制度）</p> <p>第七十条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。</p> <p>2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。</p> <p>4 <u>前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。</u></p> <p>第八十条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。</p>	<p>（共済制度）</p> <p>第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。</p> <p>2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する<u>退職年金に関する制度</u>が含まれていなければならない。</p> <p>3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。</p> <p>6 <u>第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。</u></p>

国家公務員共済組合法（抄）	地方公務員等共済組合法（抄）
<p>（国家公務員法との関係）</p> <p>第二十六条の六 <u>この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第七十条に規定する年金制度とする。</u></p>	<p>（地方公務員法との関係）</p> <p>第四十五条 <u>この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。</u></p>

【関係資料②】 制度差異の解消

② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

- ・ 上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止。【共済法の改正】
- ・ 老齢年金及び障害年金に係る在職中の支給減額・停止の仕組み(注)については、厚生年金の取扱いに統一。

(注) 年金額と賃金の合計額が一定額(支給停止調整額)を超える場合に年金の支給額を減額。

<企業に在職中の公務員OB等に対する年金の支給停止調整額(月額)の変化>

60歳台前半 (現行)48万円⇒28万円 (現行厚生年金の厳しい減額方法)

※ 施行時に既に年金を受給している60歳台前半の公務員OB等についても、下記の配慮措置(注)を講じた上で、上記の厳しい減額方法を適用する(対象者が全て65歳以上となる平成27年度前までの措置)。

(注) 既裁定年金への影響を緩和するため、年金額と賃金の合計額(総収入)の10%を減額の上限とするとともに、この配慮措置の対象とならない総収入(月額35万円)を下回る減額はしないこととする。

※ 平成19年4月に既に70歳以上の企業に在職中の厚生年金及び共済年金受給者には、在職中の支給減額・停止を実施していないが、上記公務員OB等に対する措置との均衡から、下記の配慮措置(注)を講じた上で、支給減額・停止(65歳以上に適用される支給停止調整額48万円)を実施。

(注) 既裁定年金への影響を緩和するため、年金の減額は、年金額と賃金の合計額の10%を超えないこととする。

- ・ 共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員の歳費等に基づく老齢厚生年金の支給停止を導入する。【厚年法の改正】
- ・ 今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金や中高齢寡婦加算を加算する。【厚年法の改正】

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②老齢給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者） ・65歳までは低在老方式。 ・65歳以降は高在老方式。 ○制度間（共済年金加入者） ・支給停止なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等） ・厚年高在老方式。
③障害給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等） ・厚年高在老方式。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 (昭和21年4月2日以降生まれ～)	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 (昭和16年4月2日以降生まれ～)
⑦60歳前の繰上げ年金	○なし	○組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。

遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

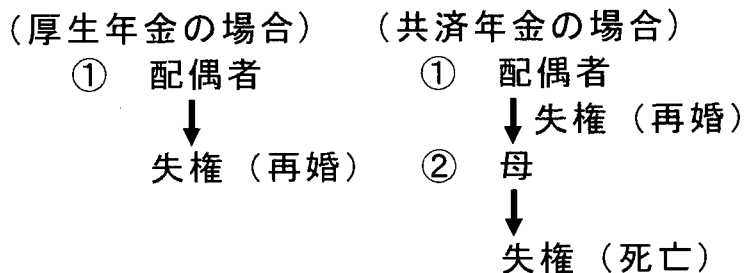
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

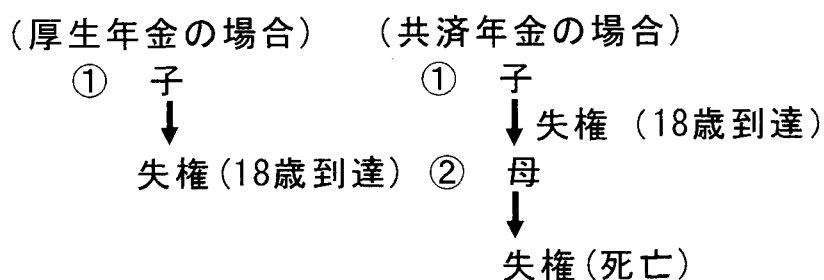
[事例1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例2]

「遺族」が、①子と②母の場合



厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い

[老齡(退職)給付版]

	厚生年金被保険者等 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				◎→△	◎→○	◎→○	◎→△	◎→○	◎→○
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
	○→△				△→○	△→○	○→△		
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	○→△			○→△					

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。

・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。

・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [障害給付版]

	厚生年金被保険者 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	△ △→◎	△ △→◎	△ △→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎
私学共済年金 受給権者	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	△ △→◎	○ ○→◎	○ ○→◎

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。

・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

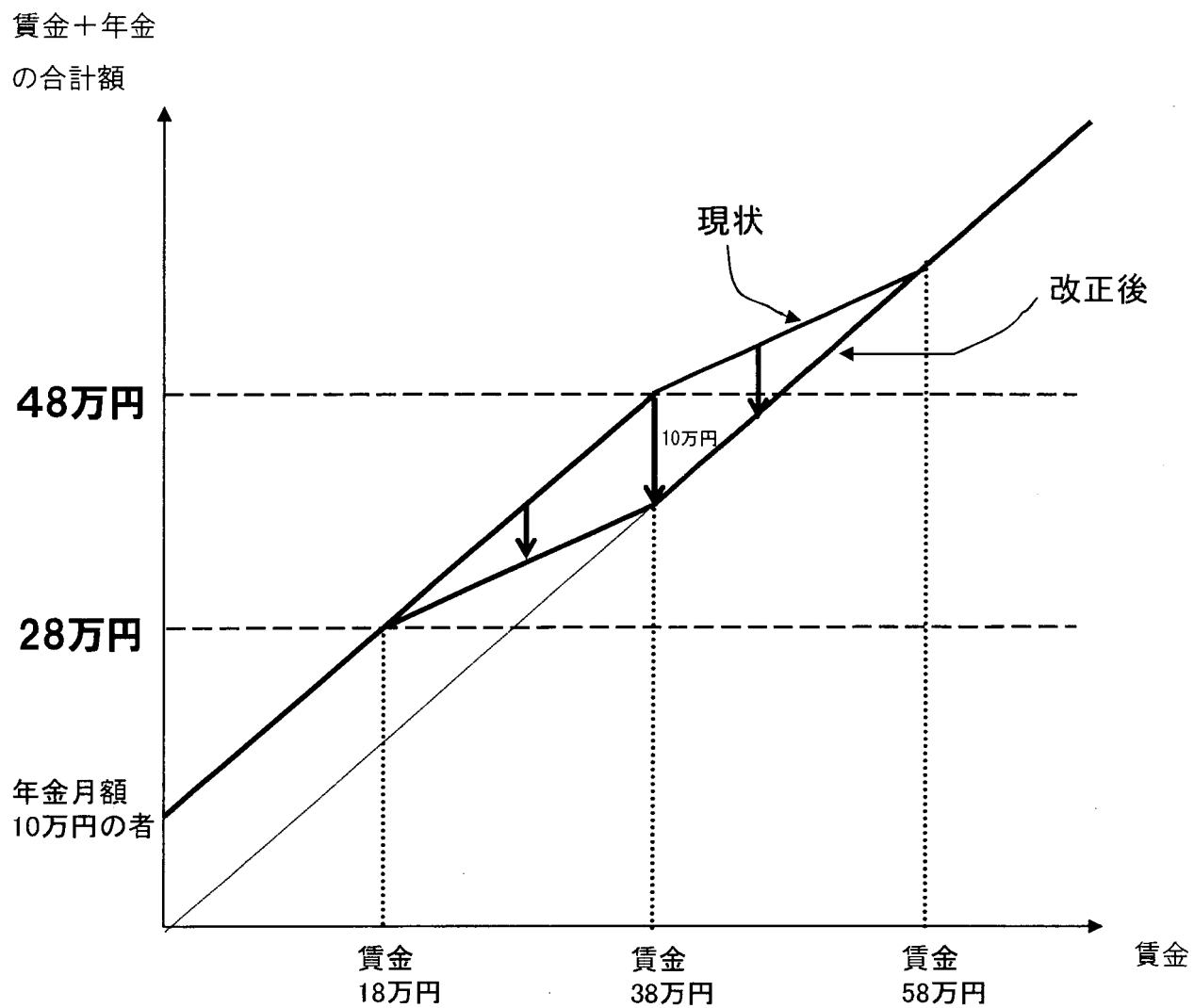
・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。

・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

60歳台前半の公務員0B等に対する年金支給停止の強化



老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正 における既裁定者の取扱い

平成6年改正(厚生年金・共済年金) (平成7年4月施行)

- 60歳台前半の者に適用される在職支給停止について、賃金の増加に応じ、賃金と年金の合計額が増加するよう改正
- 施行時60歳以上の者については、改正後の方式と改正前の方式とを比べて、停止額の少ない方を適用する経過措置を実施

平成12年改正(厚生年金) (平成14年4月施行)

- 60歳台後半の者にも在職支給停止の仕組みを導入(60歳台前半より緩やかな減額方法)
- 施行時65歳以上の者(受給権が発生していない者を除く)については、非適用とする経過措置を実施

平成12年改正(共済年金) (平成16年4月施行)

- 他の被用者年金制度加入中の支給停止について、従来の「緩やかな所得制限」から「厚生年金の60歳台後半の者に係る在職支給停止の仕組み」に切替え
- 施行時67歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施(それ以外の者については、既得権保障を行う特段の経過措置なし)

平成16年改正(厚生年金・共済年金) (平成19年4月施行)

- 70歳以上の者にも「60歳代後半の者に係る在職支給停止」と同様の仕組みを導入
- 施行時70歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施

配慮措置（10%上限＋35万円下限）の効果

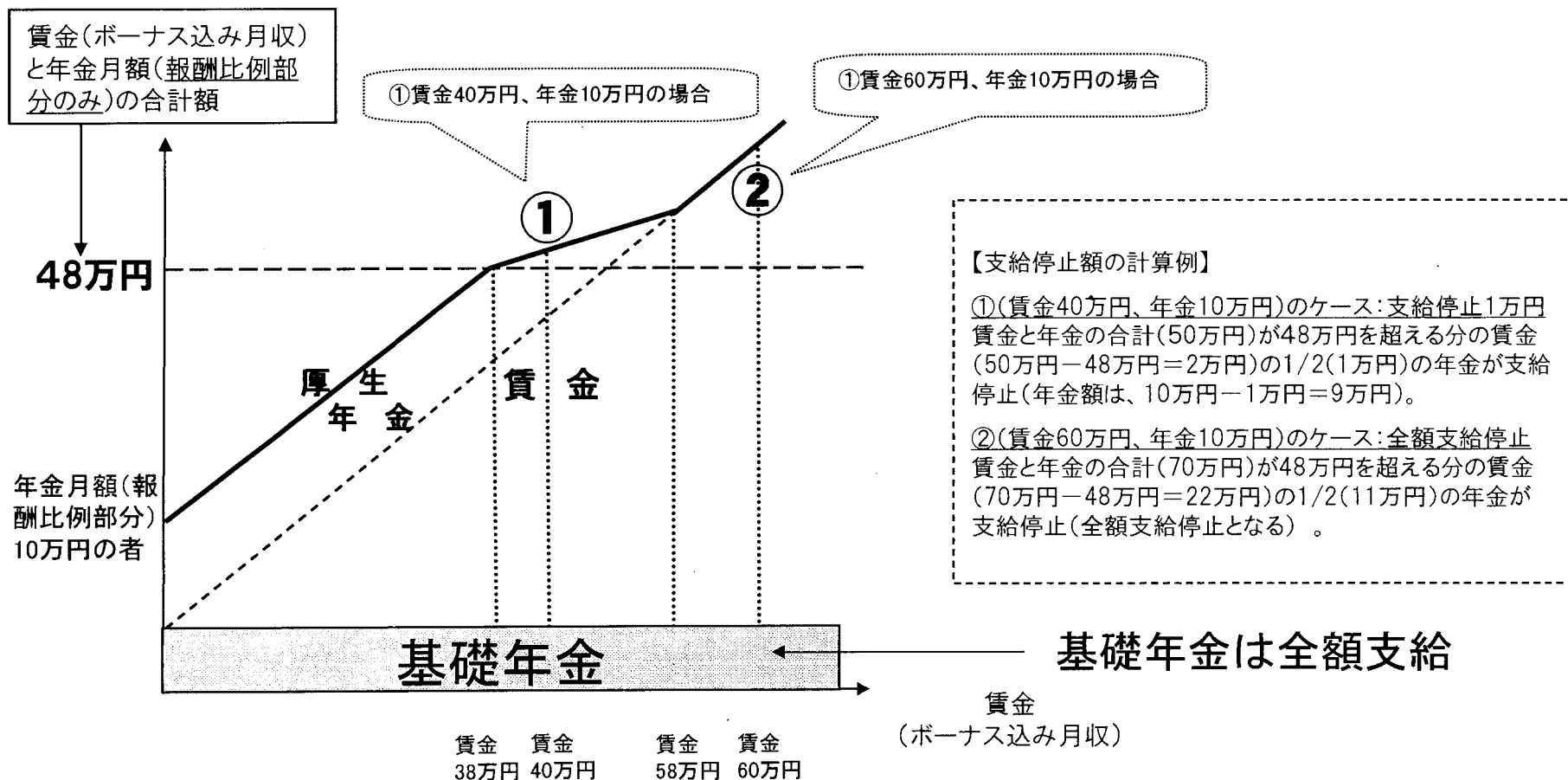
（単位：万円）

賃金	年金	賃金＋年金	低在老による 本来年金減額	10%上限 の効果	35万円 下限の効果	配慮措置後の 年金＋賃金
38	10	48	▲10.0	+5.2		43.2
37	10	47	▲9.5	+4.8		42.3
36	10	46	▲9.0	+4.4		41.4
35	10	45	▲8.5	+4.0		40.5
34	10	44	▲8.0	+3.6		39.6
33	10	43	▲7.5	+3.2		38.7
32	10	42	▲7.0	+2.8		37.8
31	10	41	▲6.5	+2.4		36.9
30	10	40	▲6.0	+2.0		36.0
29	10	39	▲5.5	+1.6		35.1
28	10	38	▲5.0	+1.2	+1.8	35.0
27	10	37	▲4.5	+0.8	+1.2	35.0
26	10	36	▲4.0	+0.4	+0.6	35.0
25	10	35	▲3.5	0.0	+3.5	35.0
24	10	34	▲3.0	0.0	+3.0	34.0
23	10	33	▲2.5	0.0	+2.5	33.0
22	10	32	▲2.0	0.0	+2.0	32.0
21	10	31	▲1.5	0.0	+1.5	31.0
20	10	30	▲1.0	0.0	+1.0	30.0
19	10	29	▲0.5	0.0	+0.5	29.0
18	10	28	0.0	0.0	0.0	28.0

連続性をもって減少

65歳以上の在職老齢年金制度

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止する。
→ 平成16年年金制度改正により、70歳以上の在職者については、65歳～69歳と同じ取扱いとする。(ただし、保険料負担はなし)(平成19年4月施行)



厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計

○70歳以上

○うち80歳以上(再掲)

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	381		156	
～ 150.0	92	24.2	57	36.3
150.0 ～ 199.9	47	36.6	24	51.4
200.0 ～ 249.9	50	49.6	19	63.7
250.0 ～ 299.9	24	55.8	7	67.9
300.0 ～ 349.9	38	65.8	11	74.9
350.0 ～ 399.9	25	72.5	8	80.3
400.0 ～ 449.9	11	75.5	3	82.5
450.0 ～ 499.9	13	79.0	5	85.9
500.0 ～ 549.9	5	80.4	2	87.1
550.0 ～ 599.9	5	81.6	1	87.7
600.0 ～ 649.9	12	84.9	4	90.0
650.0 ～ 699.9	3	85.6		
700.0 ～ 749.9				
750.0 ～ 799.9				
800.0 ～ 849.9				
850.0 ～ 899.9				
900.0 ～				
平均総報酬額 (月額換算、万円)	28.9		22.9	

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	59		33	
～ 150.0	23	38.8	15	45.5
150.0 ～ 199.9	6	48.2	5	60.3
200.0 ～ 249.9	6	58.7	3	69.4
250.0 ～ 299.9	2	61.3	1	73.3
300.0 ～ 349.9	4	67.8	2	78.5
350.0 ～ 399.9	4	74.8	1	82.7
400.0 ～ 449.9	1	76.7	1	84.8
450.0 ～ 499.9	2	79.3	1	88.6
500.0 ～ 549.9	1	80.3	0	89.7
550.0 ～ 599.9	1	81.7	0	90.1
600.0 ～ 649.9	2	84.5	1	92.0
650.0 ～ 699.9	0	85.2		
700.0 ～ 749.9				
750.0 ～ 799.9				
800.0 ～ 849.9				
850.0 ～ 899.9				
900.0 ～				
平均総報酬額 (月額換算、万円)	26.3		20.8	

- (注) 1. 健康保険被保険者実態調査(平成16年10月)をもとに推計したものである。
 2. 網掛け部分は年金額(一部または全額)が支給停止となる階級である(対象者数合計11.5万人)。さらに、濃い網掛け部分は年金額が全額支給停止となる階級である(対象者数合計7.0万人)。
 3. 支給停止となるか否かについては、全員が老齢相当の平均年金額(報酬比例部分:男子 118,995円、女子 50,203円)を受給するものと仮定して推計している。

国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく 老齢年金の支給停止の現行の取扱い（2階部分）

- 厚生年金においては、「自制度の被保険者（支え手）である間は支給停止する」という考え方。国会議員や地方議会議員は被用者でなく、厚生年金の被保険者でないことから、その歳費等を勘案した年金支給停止の仕組みは設けられていない。
- 共済年金においては、国会議員や地方議会議員が他の被用者年金制度の加入者と同様の状況（歳費等が給与所得扱いであること等）にあることを踏まえ、他の被用者年金制度の加入者と同様、「緩やかな減額方法」により年金を支給停止する仕組みとなっている。

（参考）国会議員又は地方議会議員である場合の老齢年金支給停止の状況（平成16年度末現在）

	国共済	地共済	私学共済
議員である受給権者数	572人(国45、地方527)	3,158人(国22、地方3,136)	61人(国4、地方57)
支給停止者数	226人(国45、地方181)	1,460人(国22、地方1,440)	27人(国4、地方23)
支給停止額	181,457千円 (国50,620、地方130,837)	1,264,128千円 (国22,942、地方1,241,186)	10,810千円 (国1,323、地方9,486)
年金総額と 上記の占める割合	17,588億円 0.01%	45,006億円 0.03%	2,729億円 0.004%

加給年金額等の加算要件に係る加入期間の取扱い

【現行の加給年金の加算要件について】

- 加給年金については、被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合であって、一定条件を満たす配偶者や子（※）を有するときに、当該老齢厚生年金に加算されることとなる。

※ 加給年金額の加算要件について、具体的には以下のとおり。

- ① 被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合で、
- ② 当該老齢厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間にある子若しくは20歳未満の障害等級1級・2級の障害のある子を有するときに加算される。

- 加給年金額の加算要件期間については、それぞれの被用者年金制度に係る加入期間を個々に計算し、複数の加入期間を有する場合は、各期間を通算しない。

- 加算額：配偶者 227,900円
子（1人目・2人目）227,900円、（3人目以降）75,900円

【制度統一後の加給年金の加算要件について】

- 加給年金額の加算要件期間については、従前の被用者年金制度に係る加入期間を複数有する場合、制度統一により、各期間を通算することとなる。
- したがって、従前、厚生年金と共済年金個々では加算要件期間を満たさない者であっても、通算することによって、加給年金額の加算要件期間を満たすことが可能となる場合がある。

《事例》

- ・ 厚生年金に係る被保険者期間 10年
- ・ 共済年金に係る組合員期間 15年

（現行）

それぞれの加算要件期間が20年未満であるため、加給年金額は加算されない。

（制度統一後）

通算することにより加算要件期間が20年以上となるため、加給年金額が加算。

【中高年齢寡婦加算について】

- 現行の加算要件は、次のとおり。
 - ・ 遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満
 - ・ 18歳未満の子等がないため、遺族基礎年金を受給できない
 - ・ 遺族厚生年金の算定基礎となる被保険者期間が20年以上

- 加算額：遺族基礎年金の額×3/4（18年度：594,200円）

- これまで、被保険者期間は各制度毎に計算されてきたが、制度統一により、上記加給年金額の加算と同様、今後は、期間を通算されることとなる。

（注） 施行後に新規裁定や退職改定等のタイミングのない者については、通算の対象としない。（既裁定年金同士は、原則として通算しない。）